

さいたま市バリアフリー基本構想改定スケジュールの見直し（案）

1. これまでの経緯

- 「さいたま市バリアフリー基本構想（H26.3 策定）」が令和 2 年度に目標年度を迎えるため、バリアフリー専門部会において改定の検討を開始（H30～）
- バリアフリー専門部会：平成 30 年度（2 回）、令和元年度（1 回）開催
- 令和元年度
 - ・ 第 1 回専門部会（R1.10）で全体構想（素案）を提示
 - ・ 第 2 回専門部会で重点整備地区の基本構想（素案）提示を予定していたが、新型コロナの影響により中止

2. 想定スケジュールと状況の変化

（1）改定着手当初の想定スケジュール

- ・ 令和元年度 改定版バリアフリー基本構想（素案）作成
- ・ 令和 2 年度 議会報告、パブコメ実施（10 月頃）、基本構想改定

（2）状況の変化（更なる法改正と新型コロナの影響）

- バリアフリー法改正の動向（R2.2 閣議決定、R2.5 公布）
 - ・ 新たな特定事業として、「教育啓発特定事業*」を追加
（※学校教育等と連携した心のバリアフリー推進事業）
- 国の基本方針改正の動向（国が今年度中の改正に向け検討中）
 - ・ 現行基本方針の改正が予定されており、今年度中に示される見込み
- 新型コロナの影響による素案検討の遅延
 - ・ 専門部会が開催出来ず改定素案の審議が進んでいない
 - ・ バリアフリー化事業の実施主体である民間事業者との調整が、事業者の休業等により実施困難（経済状況の悪化で事業内容の見直しが必要になる可能性あり）
- 重点整備地区の基本構想（案）、更なる法改正の内容反映など未審議事項が多く、当初スケジュールでは十分な審議の時間が確保できない
- 国の基本方針が示されるまでまだ時間がかかる見込みであり、当初スケジュールで基本構想を改定する場合は新たな国の基本方針を盛り込むことが出来ない

3. 今後の対応

- ① バリアフリー基本構想の改定時期を延期（令和 3 年度）
 - 法改正を踏まえた基本構想の修正（「教育啓発特定事業」など）
 - 法改正を含め未審議事項の審議に必要な期間を確保
- ② 新型コロナの影響を踏まえた素案審議の進め方
 - 感染症対策をとりながら会議開催により素案審議を進める
- ③ 基本構想が目標年度を経過することへの対応
 - 現行基本構想の目標年度を暫定的に 1 年延長させてバリアフリー化を継続

さいたま市バリアフリー基本構想改定スケジュールの見直し(案)

